

秋田大学学章に関する規程

平成16年4月1日

規程第41号

第1条 秋田大学（以下「本学」という。）の学章については、この規程の定めるところによる。

第2条 本学の学章は別図1のとおりとする。

2 学章の図法は別図2のとおりとする。

第3条 学章の使用基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学章は、本学（課外活動団体を含む。以下同じ。）が次のイからへまでに掲げる印刷物等において、本学の尊厳と品位を損なわないように配慮して使用するものとする。

イ 賞状及び賞品、記念品等

ロ 概要、職員録、広報・学報等の広報印刷物及び報告書等の刊行物

ハ 公文書用紙、封筒等の文具等

ニ 学生証、身分証明書、卒業（修了）証書等

ホ 課外活動団体の使用する団旗等

ヘ その他学長が必要と認めたもの

二 本学以外の個人又は団体が学章を使用する場合は、別紙様式1による使用願を総務部総務課に提出し、別紙様式2による学長の許可を得なければならない。

第4条 この規程に定めるもののほか、学章に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

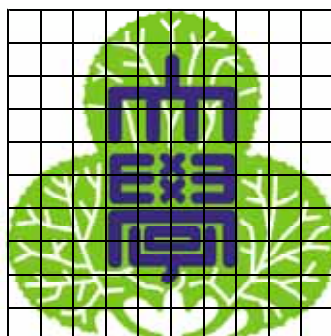
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別図 1



学章の色は、コバルトグリーン (Munsell表示 4G7.0/9の近似値)とし、大学の文字色はロイヤルブルー (Munsell表示 6PB3.0/8の近似値)を標準とする。

別図 2



基本シンボルグリッド

受 付 番 号
平成 年 月 日

秋 田 大 学 長 殿

申請者
(氏名)
(住所)
(電話)

秋 田 大 学 学 章 使 用 願

下記のとおり学章を使用したいので、許可願います。なお、許可されたうへは、使用に係る事項を遵守いたします。

記

- 1 目 的
- 2 使用方法及び期間（具体的に）
- 3 使用場所
- 4 その他

許 可 番 号
平成 年 月 日

殿

秋 田 大 学 長

印

秋 田 大 学 学 章 使 用 許 可 書

平成 年 月 日付けで願い出がありました学章使用について下記のとおり許可いたします。

記

- 1 目 的
- 2 使用方法及び期間
- 3 使用場所
- 4 附帯事項

附記：上記事項を遵守するとともに，本学の品位を損なわないようにすること。